

ノロウイルスによる食中毒にご注意！～冬が発生のピークです～

【食中毒の年間患者数の多くはノロウイルスを原因としています】

感染経路	症 状
<p><食品からの感染></p> <ul style="list-style-type: none"> ●感染した人が調理などをして汚染された食品 ●ウイルスの蓄積した加熱不十分な二枚貝等 <p><人からの感染></p> <ul style="list-style-type: none"> ●患者のふん便やおう吐物からの二次感染 ●家庭や施設内などでの飛沫などによる感染 	<p><潜伏時間></p> <ul style="list-style-type: none"> ●感染から発症まで 24～48 時間 <p><主な症状></p> <ul style="list-style-type: none"> ●吐き気、おう吐、下痢、腹痛、微熱 ●感染しても症状のない場合や、軽い風邪のような症状のことも ●乳幼児や高齢者は、おう吐物を吸い込むことによる肺炎や窒息にも要注意

ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

調理する人の健康管理	作業中などの手洗い	調理器具等の消毒
<ul style="list-style-type: none"> ●普段から感染しないように食べものや家族の健康状態に注意する。 ●症状があるときは、食品を直接扱う作業をしない。 ●症状があるときは、すぐに責任者に報告する仕組みをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●普段から感染しないように食べものや家族の健康状態に注意する。 ●汚れの残りやすいところをていねいに ●症状があるときは、食品を直接扱う作業をしない。症状があるときは、すぐに責任者に報告する仕組みをつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ●洗剤などで十分に洗浄し、煮沸消毒やこれと同等の効果を有する方法で消毒する。 ●塩素消毒液の濃度 食器等の消毒:200ppm 嘔吐物等の処理:1,000ppm

◇ お問い合わせ先 岩手県 県民くらしの安全課 食の安全安心担当 (電話：019-629-5385)

ホテル、ブライダルサロン、貸衣装、レンタルきもの店、写真スタジオ等を
営業者している方へ

【概要】

婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の「直前に」美容を行う場合は、いわゆる「出張美容」として美容所以外での美容行為が認められているところです。

しかし、以下に係る美容行為は出張美容の範疇には該当しないため、当該行為を行う場所としての届出及び開設確認検査を受ける必要があります。（無届・未確認の場所におけるヘアセット・メイクは違法です。）

詳細については、管轄の保健所にご相談ください。

(1)婚礼その他の儀式に先立つ「リハーサル」におけるヘアメイクサービス(リハーサルメイク)

【例】ホテルの専用ルームで着付け・ヘアセット等を行い、そこから前撮り等の記念撮影やリハーサルを行う。

→ ホテルの場所をもって、美容師法に基づく届出・開設確認検査が必要となります。

(2)フォトウェディング、前撮り等の記念写真撮影におけるヘアメイクサービス

【例】貸衣装店等の専用ルームで着付け・ヘアセット等を行い、そこから前撮り等の記念撮影に向く。

→ 貸衣装店の場所をもって、美容師法に基づく届出・開設確認検査が必要となります。

美容師以外による美容行為は禁止されています。（美容師法第6条）

・美容師でなければ、美容を業としてはならない旨法令で規定されています。

（業としてとは、有償無償を問わず、反復性、継続性、社会性などによって判断されます。）

（注）美容とは、パーマ、ヘアセット（結髪）、メイク（化粧）、カット（散髪）、カラー（染毛）、エクステンション（付け毛）及びまつ毛エクステンション等をいいます。

美容所以外の場所において、美容の業を行うことは原則として禁止されています。（美容師法第7条）

・美容師による美容行為は、美容所以外の場所において行うことは禁止されています。

・美容師法に基づく開設届・開設確認を受けた場所においてのみ、原則として行うこととされています。

フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスは美容師法の手続きが必要であり、同法の規制を受けます。

・ホテル、ブライダルサロン、貸衣装、レンタルきもの店、写真スタジオ等において、ドレス、着物その他の衣装の貸出し・着付け等に加えて、お客様にヘアセットやメイクを施す場合は、当該場所の届出が必要で、また、その施術に当たっては、美容師法の規制を受けます。

・概要(1)及び(2)のケースは、「出張理容・美容」の特例規定には該当しませんので、美容行為等を行う場所をもって美容師法に基づく届出及び開設確認検査を受ける必要があります。（無届での美容行為は、違法です。）

冬の交通事故防止県民運動を実施します！

■期間

12月15日（金）～12月24日（日）

■スローガン

『「なにで来た？」 乾杯前の合言葉』

■運動の重点

- ① 冬道用タイヤ装着の徹底
- ② 高齢者と冬休み中の子どもの交通事故防止
- ③ スピードダウンの徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

【運転者】

冬道の安全運転（いち、にっ、さん運動）を実践しましょう！

- 1 一割スピードダウンしよう。
- 2 二倍の車間距離をとろう。
- 3 三分早めに出発しよう。

～絶対にしない、させない「飲酒運転」～

【歩行者】

「止まる - 見る - 待つ」の交通安全行動を徹底し、夕暮れ時や夜間外出時には反射材用品を着用しましょう！



令和5年度岩手県交通安全ポスターコンクール 小学校高学年の部
【優秀】奥州市立江刺愛宕小学校5年 菅野 大地さんの作品

◇お問合せ先 消防安全課 県民安全担当（電話：019-629-5266）

令和5年度 消費生活セミナー

会場 + Web
参加費
無料

令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられ、若年者の消費者被害の増加が懸念されています。最新の被害状況や被害を防ぐポイントについて学んでいきます。

また、最近よく耳にするSDGsやエシカル消費とは何なのか。プラスチックごみの課題に対して、自分たちができることを花王の取り組みを通して学んでいきます。

日時 令和5年12月12日（火）14:00～16:00

会場 岩手県立県民生活センター 大ホール

定員 会場40名、Web（Zoom使用）100名 ※いずれも先着順

第1部 14:00～ 若年者の消費者被害の現状
～成年年齢引下げから1年～

講師：弁護士 長谷川 頌 氏（岩手弁護士会）



第2部 15:00～ SDGsとエシカル消費
プラスチックごみの削減から始めよう
～花王の取り組み～

講師：花王グループカスタマーマーケティング株式会社



申込締切 令和5年12月8日（金）17時まで

申込方法

以下のいずれかの方法によりお申込みください。Web参加をご希望される方には、後日、参加のためのURL等をメールでお知らせします。

◆ インターネット申込

右記の2次元バーコードからアクセスのうえ、必要事項をご入力ください。

◆ 郵送 または FAX申込

裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、ご送付ください。

お申込みはこちらから



<主催> 岩手県立県民生活センター

〒020-0021 盛岡市中央通3-10-2

TEL：019-624-2586 FAX：019-624-2790

令和5年度 消費生活セミナー 参加申込書

1 参加者氏名 _____

2 住所 〒 _____

3 電話番号 _____

4 メールアドレス _____

5 参加方法（どちらかに○をお願いします）

会場参加

Web参加

6 消費生活サポーターですか（どちらかに○をお願いします）

はい

いいえ

「消費生活サポーター」とは？

県民生活センターにサポーターの登録をしていただき、消費者被害のない地域づくりを勧めるため、消費生活に関する情報を身近な人や地域、団体に伝えるなど、地域における啓発活動の担い手として活動していただくボランティアです。

- ※ 個人情報、本セミナー運営以外の目的には使用しません。
- ※ 取材や事業報告のため、写真を撮影することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 駐車場に限りがありますので、当日は、公共交通機関をご利用ください。
- ※ 当日はマスクの着用にご協力をお願いします。



申込先 FAX 019-624-2790